

令和2年6月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0529 第 1 号」により、下記項目につき検体検査実施料が令和2年6月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
ME T e x 14 遺伝子検査	5000 点	遺染 100 点	DO04-2 「1」の「□」 処理が複雑 なもの	<p>肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりME T e x 14 遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「□」複雑なものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「□」処理が複雑なものうち、(4)のAに規定する肺癌におけるME T e x 14 遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。</p> <p>イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。</p> <p>ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「□」処理が複雑なものうち、(4)のAに規定する肺癌におけるME T e x 14 遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>エ 本検査と、肺癌の組織を検体としてME T e x 14 遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。</p>

以上